宮崎県公報

令和８年11月９日（月曜日）　第 761 号

発　行　宮　　崎　　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　64,800 円

目　　次

頁

告　　示

○指定障害福祉サービス事業者の指定（３件）…（障がい福祉課）１
○指定障害福祉サービス事業の廃止……（　〃　）２
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……（障がい福祉課）２
○道路の区域の変更……（道路保全課）２
○道路の占用を制限する区域の指定……（　〃　）２

公　　告

○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（３件）……（担い手農地対策課）２

告　　示

宮崎県告示第 772号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第１項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510301189	障がい福祉サービス事業所のぞみ園わかばテラス	延岡市若葉町1丁目2734番地１	社会福祉法人愛育福祉会	延岡市大武町5334番地	令和８年11月１日	生活介護

宮崎県告示第 773号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第１項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050669	さつき苑	児湯郡新富町大字新田 15513－３	医療法人宗玄会	児湯郡高鍋町大字北高鍋2603番地	令和８年11月１日	短期入所

宮崎県告示第 774号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第１項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4522050584	さつき苑	児湯郡新富町大字新田 15513－３	医療法人宗玄会	児湯郡高鍋町大字北高鍋2603番地	令和８年11月１日	共同生活援助

宮崎県告示第 775号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第２項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050123	セサミ・ファーム	児湯郡新富町大字新田字楠木迫 18797番12	社会福祉法人明和会	児湯郡新富町大字新田字楠木迫 18797番12	令和８年10月31日	就労移行支援

宮崎県告示第 776号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第２項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
やました薬局　新富店	新富町	薬局	令和８年11月１日

宮崎県告示第 777号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和８年11月９日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	327号	東臼杵郡美郷町西郷小原字川久保川平 841番１地先から同郡同町西郷小原同字840番１地先まで	旧	16.2～34.9	97.7
				新	27.2～52.9	97.7

宮崎県告示第 778号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第１項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和８年11月９日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	中野原美々津線	日向市東郷町山陰字竹ノ本乙2518番１地先から同市同町山陰同字乙2518番１地先まで

２　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

３　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

４　占用の制限の開始の期日

令和８年11月25日

公　　告

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第１項後段の規定により

、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(㎡)
都城市山田町中霧島字大堀3452番	畑	1,312

２　申請に係る農地の利用の現況

利用権が設定されていない農地

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地中間管理機構は、知事裁定後に利用権が設定された農地を農地中間管理事業により借受希望者に転貸する。

４　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

希望する利用権の始期	希望する利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年１月１日	３年（令和11年12月31日まで）	39,360円

５　その他参考となる事項

⑴　農地の状況

遊休化しておらず、直ちに耕作できる状況にある。

⑵　借受希望の有無

露地野菜の作付を予定する借受希望者がいる。

⑶　当該農地に対する抵当権等の権利設定の状況

抵当権等の権利設定はない。

⑷　近傍類似の賃料水準

都城市農業委員会調べの畑の近傍類似の賃料は、平均して10アール当たり10,000円となっている。

６　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

⑴　提出期限

令和８年11月23日（月）

⑵　提出先

宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(㎡)
えびの市大字池島字大水流72番１	田	2,496
えびの市大字池島字大水流77番	田	2,222
えびの市大字池島字大水流78番	田	2,261
えびの市大字池島字三反田 385番１	田	2,152
えびの市大字池島字三反田 385番２	田	79
えびの市大字池島字西郷田 433番	田	778
えびの市大字池島字西郷田 434番１	田	716
えびの市大字池島字西郷田 435番１	田	180
えびの市大字池島字西郷田 441番１	田	585
計	９筆	11,469

２　申請に係る農地の利用の現況

利用権が設定されていない農地

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地中間管理機構は、知事裁定後、利用権が設定された後に農地中間管理事業により借受希望者へ農地を転貸する。

４　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

希望する利用権の始期	希望する利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年１月１日	５年（令和13年12月31日まで）	573,450円

５　その他参考となる事項

⑴　農地の状況

遊休化しておらず直ちに耕作できる状況にある。

⑵　借受希望の有無

水稲の作付を予定する借受希望者がいる。

⑶　当該農地に対する抵当権等の権利設定の状況

抵当権等の権利設定はない。

⑷　近傍類似の賃料水準

えびの市農業委員会調べの田の近傍類似の賃料は、平均して10アール当たり10,000円となっている。

６　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

⑴　提出期限

令和８年11月23日（月）

⑵　提出先

宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年11月９日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
西諸県郡高原町大字後川内字轟2204番１	畑	1,392

2　申請に係る農地の利用の現況

利用権が設定されていない農地

3　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地中間管理機構は、知事裁定後に利用権が設定された農地を農地中間管理事業により借受希望者に転貸する。

4　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

希望する利用権の始期	希望する利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年１月１日	10年 （令和18年12月31日まで）	97,440円

5　その他参考となる事項

⑴　農地の状況

遊休化しておらず、直ちに耕作できる状況にある。

⑵　借受希望の有無

露地野菜の作付を予定する借受希望者がいる。

⑶　当該農地に対する抵当権等の権利設定の状況

抵当権等の権利設定はない。

⑷　近傍類似の賃料水準

高原町農業委員会調べの畑の近傍類似の賃料は、平均して10アール当たり 5,000円から10,000円までとなっている。

6　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

⑴　提出期限

令和８年11月23日（月）

⑵　提出先

宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項